

大阪府社会保険労務士会と「大規模災害時における 労働・社会保険等に関する相談協定」を締結します

堺市では、地震、風水害等の自然災害発生時、被災者に対し労働保険や社会保険等の手続に関する専門的な相談支援を無料で実施するため、大阪府社会保険労務士会と「大規模災害時における労働・社会保険等に関する相談協定」を以下のとおり締結します。

なお、大阪府社会保険労務士会と自治体が災害時の相談協定を締結するのは、府内自治体で初めてとなります。

1 協定締結式

日 時：令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 4 時～午後 4 時 20 分

場 所：堺市役所 本館 4 階 秘書課応接室

出席者：大阪府社会保険労務士会 会長	大西 宗明 氏
副会長	木山 成人 氏
副会長	今中 智之 氏
大阪いずみ支部長	鈴木 基仁 氏
常務理事	油谷 孝行 氏
堺市 副市長	本屋 和宏

2 協定の主な内容

- (1) 労働保険に関する相談支援
- (2) 社会保険（健康保険及び公的年金）に関する相談支援

3 協定締結に至った経緯

大阪府社会保険労務士会から、大規模災害時における相談支援に関する協定締結の申出があり、協定内容に関して協議を重ね、両者が合意に至ったため、今回の連携協定を締結する運びとなりました。

4 大阪府社会保険労務士会

社会保険労務士法に基づき設立された、府内唯一の法定団体です。昭和 53 年の設立以来、労働・社会保険諸法令に精通した専門家集団として、適正な業務運営と倫理の保持を図り、労働・社会保険制度の円滑な運用に寄与することを使命としています。

同会は、令和 7 年 4 月 1 日時点で個人会員（4,732 人）、法人会員（297 法人）を擁し、東京都に次ぐ規模を誇ります。社会保険労務士の登録・会員への指導業務をはじめ、行政機関への協力や ADR（裁判外紛争解決手続）、ビジネスと人権（労務管理を通じた人権への配慮）、働き方改革の推進支援等、その活動は多岐にわたっています。

問い合わせ先	担当 課：産業振興局 産業戦略部 雇用推進課 電 話：072-228-7404 ファックス：072-228-8816
--------	--